

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(省略)</p> <p>第12章 更正、決定等事務</p> <p>(省略)</p> <p>個⑫ 037-1 更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書（国外財産又は<u>財産債務</u>に係る加算税の軽減・加重用）／付表の八の五）</p> <p>(省略)</p> <p>個⑫ 039-14 <u>更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災）／付表の九の二 平成28年分）</u></p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>個⑫ 037-1 更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書（国外財産又は<u>財産若しくは債務</u>に係る加算税の軽減・加重用）／付表の八の五）</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(同左)</p>

改正後	改正前
<p>個⑫ 002 更正決定等通知書（申請・請求用／本表の一）</p> <p>（表面）（省略）</p> <p>（裏面）</p> <p>【減少する税額がある方】</p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p> <p>なお、更正の請求や純損失の繰戻しによる所得税の還付請求に基づく更正の場合は、提出された請求書において指定した「還付される税金の受取場所」へ還付することになります。</p>	<p>（同左）</p> <p>（裏面）</p> <p>【減少する税額がある方】</p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p>

改正後	改正前
<p>個⑫ 006 更正決定等通知書（申請用／本表の一の三） （表面）（省略） （裏面）</p> <p><b>【減少する税額がある方】</b></p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、<u>提出された更正の請求書において指定した「還付される税金の受取場所」</u>へ還付することになります。</p>	<p>（同左）</p> <p>（裏面）</p> <p><b>【減少する税額がある方】</b></p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、<u>銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により</u>還付することになります。</p>

改正後

改正前

個⑫ 008 更正決定等通知書 (一般用/本表の二)

(同左)

(表面)

(表面)

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 殿

第 〇 号 (番 号)
平成 〇 年 〇 月 〇 日
税務署長 印

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 殿

第 〇 号 (番 号)
平成 〇 年 〇 月 〇 日
税務署長 印

平成 〇 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定 通知書

平成 〇 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定 通知書

平成 〇 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の加算税の賦課決定をします。

平成 〇 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の加算税の賦課決定をします。

なお、申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)並びに第6条の3第1項及び第2項(財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)の規定を適用しています。

なお、申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)並びに第6条の3第1項及び第2項(財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)の規定を適用しています。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

Table with 2 columns: Tax Amount (本税の額), Addition Tax (加算税の額). Rows include Total Tax (本税の額), Addition Tax (申告加算税), and Double Addition Tax (重加算税). Includes explanatory text on the right regarding payment deadlines and penalties.

Table with 2 columns: Tax Amount (本税の額), Addition Tax (加算税の額). Rows include Total Tax (本税の額), Addition Tax (申告加算税), and Double Addition Tax (重加算税). Includes explanatory text on the right regarding payment deadlines and penalties.

理由欄: この処分の理由

理由欄: この処分の理由

この処分は、国税局の職員に基づいて行いました。( )枚のうち( )枚目

この処分は、国税局の職員に基づいて行いました。( )枚のうち( )枚目

本表の二

本表の二

改正後

(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数)	=	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て		365		確定申告期限の翌日から完納の日まで		100円未満の端数切捨て

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数)	=	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て		365		確定申告期限の翌日から完納の日まで		100円未満の端数切捨て

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

個⑫ 010 更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）  
（表面）

□□□-□□□□  
殿

第 号 (番号)  
平成 年 月 日

税務署長 回

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正加算税の賦課決定通知書

平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正及び加算税の賦課決定をします。  
この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内となります。

区 分	①更正前の額	②更正後の額	③増減(△印)差額 (②-①)
所得金額			
所得 ①			
所得 ②			
所得 ③			
所得 ④			
計 (総所得) ⑤			
所得金額から差し引かれる金額			
雑損、医療費控除 ⑥			
社会保険料控除 ⑦			
生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑧			
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑨			
配偶者控除 ⑩			
配偶者特別控除 ⑪			
扶養控除 ⑫			
基礎控除 ⑬			
所得控除額の計 ⑭			
課税される所得金額 (⑤-⑭) ⑮			
⑮に対する税額 ⑯			
所得税額から差し引かれる金額 ⑰			
差引所得税額 (⑰-⑱-⑲-⑳)			
災害減免額 ㉑			
再差引所得税額 (⑲-㉑)			
復興特別所得税額 (㉒×2.1%) ㉓			
所得税及び復興特別所得税の額 (㉓+㉔) ㉕			
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉖			
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉕-㉖) ㉗			
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 第1期 ㉘			
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 第2期 ㉙			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㉗-㉘-㉙) ㉚			
加算税の基礎となる税額 ㉛			
加算税の割合 ㉜			
加算税の額 (㉛×㉜) ㉝			

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。  
また、本税（上記㉚の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（ ）枚のうち（ ）枚目

本表の二の二

改正前

(同左)  
(表面)

□□□-□□□□  
殿

第 号 (番号)  
平成 年 月 日

税務署長 回

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正加算税の賦課決定通知書

平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正及び加算税の賦課決定をします。  
この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内となります。

区 分	①更正前の額	②更正後の額	③増減(△印)差額 (②-①)
所得金額			
所得 ①			
所得 ②			
所得 ③			
所得 ④			
計 (総所得) ⑤			
所得金額から差し引かれる金額			
雑損、医療費控除 ⑥			
社会保険料控除 ⑦			
生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑧			
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑨			
配偶者控除 ⑩			
配偶者特別控除 ⑪			
扶養控除 ⑫			
基礎控除 ⑬			
所得控除額の計 ⑭			
課税される所得金額 (⑤-⑭) ⑮			
⑮に対する税額 ⑯			
所得税額から差し引かれる金額 ⑰			
差引所得税額 (⑰-⑱-⑲-⑳)			
災害減免額 ㉑			
再差引所得税額 (⑲-㉑)			
復興特別所得税額 (㉒×2.1%) ㉓			
所得税及び復興特別所得税の額 (㉓+㉔) ㉕			
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉖			
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉕-㉖) ㉗			
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 第1期 ㉘			
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 第2期 ㉙			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㉗-㉘-㉙) ㉚			
加算税の基礎となる税額 ㉛			
加算税の割合 ㉜			
加算税の額 (㉛×㉜) ㉝			

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。  
また、本税（上記㉚の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（ ）枚のうち（ ）枚目

本表の二の二

改正後

(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">新たに納付すべき本税の額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10,000円未満の端数切捨て</td> </tr> </table>	新たに納付すべき本税の額	10,000円未満の端数切捨て	×	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">延滞税の割合 (注)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 6 5</td> </tr> </table>	延滞税の割合 (注)	3 6 5	×	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間(日数)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">確定申告期限の翌日から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間(日数)	確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100円未満の端数切捨て</td> </tr> </table>	延滞税の額	100円未満の端数切捨て
新たに納付すべき本税の額														
10,000円未満の端数切捨て														
延滞税の割合 (注)														
3 6 5														
期間(日数)														
確定申告期限の翌日から完納の日まで														
延滞税の額														
100円未満の端数切捨て														

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">新たに納付すべき本税の額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10,000円未満の端数切捨て</td> </tr> </table>	新たに納付すべき本税の額	10,000円未満の端数切捨て	×	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">延滞税の割合 (注)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 6 5</td> </tr> </table>	延滞税の割合 (注)	3 6 5	×	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期間(日数)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">確定申告期限の翌日から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間(日数)	確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100円未満の端数切捨て</td> </tr> </table>	延滞税の額	100円未満の端数切捨て
新たに納付すべき本税の額														
10,000円未満の端数切捨て														
延滞税の割合 (注)														
3 6 5														
期間(日数)														
確定申告期限の翌日から完納の日まで														
延滞税の額														
100円未満の端数切捨て														

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

個⑫ 012 更正決定等通知書 (加算税用/本表の三)  
(表面)

□□□-□□□□  
殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の \_\_\_\_\_ により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、\_\_\_\_\_ 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項 (国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) 並びに第6条の3第1項及び第2項 (財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) の規定を適用しています。

		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額 (①×②)	円	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額			/
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加重分の加算税の割合			
	⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。

なお、この納付すべき加算税の額は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。

この処分は、

\_\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( )枚のうち( )枚目

本表の三

(裏面) (省略)

改正前

(同左)  
(表面)

□□□-□□□□  
殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の \_\_\_\_\_ により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、\_\_\_\_\_ 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項 (国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) 並びに第6条の3第1項及び第2項 (財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) の規定を適用しています。

		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額 (①×②)	円	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額			/
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加重分の加算税の割合			
	⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。

なお、この納付すべき加算税の額は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。

この処分は、

\_\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( )枚のうち( )枚目

本表の三

(同左)



改正後

改正前

個⑫ 014 更正決定等通知書 (加算税用/本表の三の二) (表面)

(同左) (表面)

Stamp area and date field (平成 年 月 日) with a box for the number (番号).

Stamp area and date field (平成 年 月 日) with a box for the number (番号).

平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項 (国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) 並びに第6条の3第1項及び第2項 (財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) の規定を適用しています。

なお、申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項 (国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) 並びに第6条の3第1項及び第2項 (財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例) の規定を適用しています。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

Table with 4 columns: Category (申告加算税, 加重加算税), Item (①-⑦), Amount/Rate, and Notes. Includes calculation formulas like (1) x (2) and (4) x ((6) + (7)).

Table with 4 columns: Category (申告加算税, 加重加算税), Item (①-⑥), Amount/Rate, and Notes. Includes calculation formulas like (1) x (2) and (4) x (5).

○ この処分の理由

○ この処分の理由

Large rectangular area for providing reasons for the disposal.

Large rectangular area for providing reasons for the disposal.

( )枚のうち( )枚目

( )枚のうち( )枚目

(裏面) (省略)

(同左)

改正後

改正前

個⑫ 021 更正決定等通知書 (別表)

(同左)

別表 平成 年分

氏名

(番号)

区分	①	前の額 ②	後の額 ③	増減 (△印) 差額 (③-②)
所得金額	所得 ①	円	円	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			円
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫			
	配偶者控除 ⑬			
	配偶者特別控除 ⑭			
	扶養控除 ⑮			
	基礎控除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
課税される所得金額	総所得 ⑱			
	所得 ⑲			
	所得 ⑲			
算出税額	⑲に対する税額 ⑳			
	⑳に対する税額 ㉑			
	⑳に対する税額 ㉒			
	計 ㉓			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉔			
	控除 ㉕			
	控除 ㉖			
	差引所得税額 (㉓-㉔-㉕-㉖) (引きれないときは0)			
	災害減免額 ㉗			
	再差引所得税額 (㉗-㉘-㉙)			
	復興特別所得税額 (㉚×2.1%) ㉛			
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉛+㉜) ㉝			
	外国税額控除 ㉞			
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉟			
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉟-㊱-㊲-㊳)			円
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第1期 ㊴			
	第2期 ㊵			
所得税及び復興特別所得税の確定納税額 (㊴+㊵)	納付すべき税額 ㊶			
	還付金の額に相当する税額 ㊷			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊸			
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊹			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊶-㊷+㊹)				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊺	円	円	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が繰越に繰記してあります。
	加算税の割合 ㊻	%	%	
	加算税の額 (㊺×㊻) ㊼	円	円	
加重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊽			
	加算税の割合 ㊾	%	%	
	加重分の加算税の割合 ㊿			
	加算税の額 (㊽×㊾) ㋀	円	円	
	加算税の額 (㊽×㊿) ㋁	円	円	
	翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㋂			
	翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㋃			
	翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㋄			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

青・白

別表 平成 年分

氏名

(番号)

区分	①	前の額 ②	後の額 ③	増減 (△印) 差額 (③-②)
所得金額	所得 ①	円	円	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			円
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫			
	配偶者控除 ⑬			
	配偶者特別控除 ⑭			
	扶養控除 ⑮			
	基礎控除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
課税される所得金額	総所得 ⑱			
	所得 ⑲			
	所得 ⑲			
算出税額	⑲に対する税額 ⑳			
	⑲に対する税額 ㉑			
	⑲に対する税額 ㉒			
	計 ㉓			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉔			
	控除 ㉕			
	控除 ㉖			
	差引所得税額 (㉓-㉔-㉕-㉖) (引きれないときは0)			
	災害減免額 ㉗			
	再差引所得税額 (㉗-㉘-㉙)			
	復興特別所得税額 (㉚×2.1%) ㉛			
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉛+㉜) ㉝			
	外国税額控除 ㉞			
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉟			
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉟-㊱-㊲-㊳)			円
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第1期 ㊴			
	第2期 ㊵			
所得税及び復興特別所得税の確定納税額 (㊴+㊵)	納付すべき税額 ㊶			
	還付金の額に相当する税額 ㊷			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊸			
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊹			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊶-㊷+㊹)				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊺	円	円	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が繰越に繰記してあります。
	加算税の割合 ㊻	%	%	
	加算税の額 (㊺×㊻) ㊼	円	円	
加重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊽			
	加算税の割合 ㊾	%	%	
	加重分の加算税の割合 ㊿			
	加算税の額 (㊽×㊾) ㋀	円	円	
	加算税の額 (㊽×㊿) ㋁	円	円	
	翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㋂			
	翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㋃			
	翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㋄			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

青・白

改正後

個⑫ 021-2 更正決定等通知書 (別表 次葉)

別表 (次葉) 平成 年分

		氏名 殿		
区分		① 前の額 円	② 後の額 円	③ 増減 (△印) 差額 (②-①)
⑭-⑮の金額	㊦			/
適用資産等について国外転出をする 場合の譲渡所得等の特例等の適用が ないものとした場合における外国税額 控除後の所得税及び復興特別所得税の額	㊧			
㊨-㊩の金額	㊦			
国外転出をする場合の譲渡所得等の 特例等に係る納税猶予分の所得税 及び復興特別所得税の額 〔㊦<④の場合 ㊧の金額〕 〔㊦≥④の場合 ④の金額〕	㊦			円

(注1) ③の ㊦欄には、国外転出をする場合の譲渡所得等の所得金額が更正により増加する場合、その増加する所得金額のうち納税猶予の対象とならない資産に基づく所得金額を除いて計算した外国税額控除後の所得税及び復興特別所得税が記載されています。  
(注2) ㊦欄には、㊨-㊩の金額が負の場合、0と記載されています。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正前

(同左)

別表 (次葉) 平成 年分

		氏名 殿		
区分		① 前の額 円	② 後の額 円	③ 増減 (△印) 差額 (②-①)
⑭-⑮の金額	㊦			/
適用資産等について国外転出をする 場合の譲渡所得等の特例等の適用が ないものとした場合における外国税額 控除後の所得税及び復興特別所得税の額	㊧			
㊨-㊩の金額	㊦			
国外転出をする場合の譲渡所得等の 特例等に係る納税猶予分の所得税 及び復興特別所得税の額 〔㊦<④の場合 ㊧の金額〕 〔㊦≥④の場合 ④の金額〕	㊦			円

(注1) ③の ㊦欄には、国外転出をする場合の譲渡所得等の所得金額が更正により増加する場合、その増加する所得金額のうち納税猶予の対象とならない資産に基づく所得金額を除いて計算した外国税額控除後の所得税及び復興特別所得税が記載されています。  
(注2) ㊦欄には、㊨-㊩の金額が負の場合、0と記載されています。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

個⑫ 035 更正決定等通知書（加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書／付表の八の三）

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の⑬欄の金額が記載してあります。)  
 ○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、同条第2項の規定により、この計算書の⑭欄の加算税(加重分の過少申告加算税)が課されます。  
 また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項及び第6条の3第1項の規定により、この計算書の⑮欄の加算税(国外財産又は財産債務に係る軽減分の過少申告加算税)が控除され、同法第6条第2項及び第6条の3第2項の規定により、この計算書の⑯欄の加算税(国外財産又は財産債務に係る加重分の過少申告加算税)が課されることになります。

平成 年分		氏名 _____ 殿	
区 分	①	前の額 円	後の額 円
加算税の対象となる税額	①		
累積増差税額	平成 年 月 日の 分	②	
	平成 年 月 日の 分	③	
	平成 年 月 日の 分	④	
	平成 年 月 日の 分	⑤	
	平成 年 月 日の 分	⑥	
① から ⑥ の計	⑦		
期限内申告税額	平成 年 月 日の確定申告分	⑧	
	外国税額控除額	⑨	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑩	
	所得税及び復興特別所得税の予納税額	⑪	
	災害減免額	⑫	
⑧ から ⑫ の計	⑬		
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑭		
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額	⑮		
加重算税の対象となる税額	⑯		
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑮) (1万円未満の端数切捨て)	⑰	
	加算税の割合	⑱	%
	加算税の額(⑰×⑱)	⑲	円
加重分	加算税の基礎となる税額(⑰-⑮) (1万円未満の端数切捨て)	⑳	
	加算税の割合	㉑	%
	加算税の額(⑳×㉑)	㉒	円
国外財産又は財産債務に係る	軽減	加算税の基礎となる税額	㉓
	減分	加算税の割合	㉔
	加算税の額(㉓×㉔)	㉕	円
加重分	加重	加算税の基礎となる税額	㉖
	分	加算税の割合	㉗
	加算税の額(㉖×㉗)	㉘	円
過少申告加算税の額(⑲+㉒-㉕+㉘)	㉙		

( )枚のうち( )枚目

付表の八の三

改正前

(同左)

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の⑬欄の金額が記載してあります。)  
 ○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、同条第2項の規定により、この計算書の⑭欄の加算税(加重分の過少申告加算税)が課されます。  
 また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項及び第6条の3第1項の規定により、この計算書の⑮欄の加算税(国外財産又は財産若しくは債務に係る軽減分の過少申告加算税)が控除され、同法第6条第2項及び第6条の3第2項の規定により、この計算書の⑯欄の加算税(国外財産又は財産若しくは債務に係る加重分の過少申告加算税)が課されることになります。

平成 年分		氏名 _____ 殿	
区 分	①	前の額 円	後の額 円
加算税の対象となる税額	①		
累積増差税額	平成 年 月 日の 分	②	
	平成 年 月 日の 分	③	
	平成 年 月 日の 分	④	
	平成 年 月 日の 分	⑤	
	平成 年 月 日の 分	⑥	
① から ⑥ の計	⑦		
期限内申告税額	平成 年 月 日の確定申告分	⑧	
	外国税額控除額	⑨	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑩	
	所得税及び復興特別所得税の予納税額	⑪	
	災害減免額	⑫	
⑧ から ⑫ の計	⑬		
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑭		
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額	⑮		
加重算税の対象となる税額	⑯		
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑮) (1万円未満の端数切捨て)	⑰	
	加算税の割合	⑱	%
	加算税の額(⑰×⑱)	⑲	円
加重分	加算税の基礎となる税額(⑰-⑮) (1万円未満の端数切捨て)	⑳	
	加算税の割合	㉑	%
	加算税の額(⑳×㉑)	㉒	円
国外財産又は財産若しくは債務に係る	軽減	加算税の基礎となる税額	㉓
	減分	加算税の割合	㉔
	加算税の額(㉓×㉔)	㉕	円
加重分	加重	加算税の基礎となる税額	㉖
	分	加算税の割合	㉗
	加算税の額(㉖×㉗)	㉘	円
過少申告加算税の額(⑲+㉒-㉕+㉘)	㉙		

( )枚のうち( )枚目

付表の八の三

改正後

改正前

個⑫ 037 更正決定等通知書（加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書／付表の八の四）

(同左)

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑫の金額が記載してあります。)

- あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほかに、同条第2項及び第4項の規定により、この計算書の⑩欄及び⑪欄の加算税（加重分の無申告加算税）が課されます。
- また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項及び第6条の3第1項の規定により、この計算書の⑬欄の加算税（国外財産又は財産債務に係る軽減分の無申告加算税）が控除され、同法第6条第2項及び第6条の3第2項の規定により、この計算書の⑭欄の加算税（国外財産又は財産債務に係る加重分の無申告加算税）が課されることとなります。

平成 年分 氏名 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額 ①		円	円
累積納付税額	平成 年 月 日の 分 ②		
	平成 年 月 日の 分 ③		
	平成 年 月 日の 分 ④		
	平成 年 月 日の 分 ⑤		
	平成 年 月 日の 分 ⑥		
① から ⑥ の 計 ⑦			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑧			
加重算税の対象となる税額 ⑨			
通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て) ⑩		
	加算税の割合 ⑪	%	%
	加算税の額 (⑩×⑪) ⑫	円	円
国税通則法第66条第2項に該当する加重分	加算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て) ⑬		
	加算税の割合 ⑭	%	%
	加算税の額 (⑬×⑭) ⑮	円	円
国税通則法第66条第4項に該当する加重分	加算税の基礎となる税額 (①) (1万円未満の端数切捨て) ⑯		
	加算税の割合 ⑰	%	%
	加算税の額 (⑯×⑰) ⑱	円	円
国外財産又は財産債務に係る軽減分	加算税の基礎となる税額 ⑲		
	加算税の割合 ⑳	5 %	5 %
	加算税の額 (⑲×㉑) ㉒	円	円
加重分	加算税の基礎となる税額 ㉓		
	加算税の割合 ㉔	5 %	5 %
	加算税の額 (㉓×㉔) ㉕	円	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮+⑱-㉒+㉕) ㉖			

( )枚のうち( )枚目

付表の八の四

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑫の金額が記載してあります。)

- あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほかに、同条第2項の規定により、この計算書の⑩欄の加算税（加重分の無申告加算税）が課されます。
- また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項及び第6条の3第1項の規定により、この計算書の⑬欄の加算税（国外財産又は財産若しくは債務に係る軽減分の無申告加算税）が控除され、同法第6条第2項及び第6条の3第2項の規定により、この計算書の⑭欄の加算税（国外財産又は財産若しくは債務に係る加重分の無申告加算税）が課されることとなります。

平成 年分 氏名 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額 ①		円	円
累積納付税額	平成 年 月 日の 分 ②		
	平成 年 月 日の 分 ③		
	平成 年 月 日の 分 ④		
	平成 年 月 日の 分 ⑤		
	平成 年 月 日の 分 ⑥		
① から ⑥ の 計 ⑦			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑧			
加重算税の対象となる税額 ⑨			
通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て) ⑩		
	加算税の割合 ⑪	%	%
	加算税の額 (⑩×⑪) ⑫	円	円
加重分	加算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て) ⑬		
	加算税の割合 ⑭	%	%
	加算税の額 (⑬×⑭) ⑮	円	円
国外財産又は財産若しくは債務に係る軽減分	加算税の基礎となる税額 ⑯		
	加算税の割合 ⑰	5 %	5 %
	加算税の額 (⑯×⑰) ⑱	円	円
加重分	加算税の基礎となる税額 ⑲		
	加算税の割合 ⑳	5 %	5 %
	加算税の額 (⑲×㉑) ㉒	円	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮-⑱+㉒) ㉓			

( )枚のうち( )枚目

付表の八の四

改正後

改正前

個⑫ 037-1 更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書（国外財産又は財産債務に係る加算税の軽減・加重用）／付表の八の五）

個⑫ 037-1 更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書（国外財産又は財産若しくは債務に係る加算税の軽減・加重用）／付表の八の五）

加算税の基礎となる税額の計算書

「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」の国外財産又は財産債務に係る軽減分・加重分の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。

Table with columns for '平成 年分' and '氏名 殿', and rows for '所得金額', '課税所得金額', '算出税額', '所得税額から差し引かれる金額', '災害減免額', '再差引所得税額', '外国税額控除', '増差税額', and '加算税の基礎となる税額'.

(注1) 「法第6条第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がある場合をいい、「法第6条の3第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がある場合をいいます。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

加算税の基礎となる税額の計算書

「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」の国外財産又は財産若しくは債務に係る軽減分・加重分の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。

Table with columns for '平成 年分' and '氏名 殿', and rows for '所得金額', '課税所得金額', '算出税額', '所得税額から差し引かれる金額', '災害減免額', '再差引所得税額', '外国税額控除', '増差税額', and '加算税の基礎となる税額'.

(注1) 「法第6条第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がある場合をいい、「法第6条の3第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がある場合をいいます。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

個⑫ 039 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分譲課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分譲課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名 殿

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分譲課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分譲課税の先物取引の雑所得等の金額

その年の 三年前（ 年）分	損失の種類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失額	⑥翌年への繰越損失額 (④-⑤)	
		円	円			
純所得	総	被災事業用資産分			/	
	所	変動所得分				
	得	その他分				
	損	所得				
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				
その年の 二年前（ 年）分	純所得	総	被災事業用資産分			/
		所	変動所得分			
		得	その他分			
		損	所得			
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				
その年の 前年（ 年）分	純所得	総	被災事業用資産分		/	
		所	変動所得分			
		得	その他分			
		損	所得			
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				
本年 分	純損失 (前年へ繰り越した金額を戻す)	総	被災事業用資産分			/
		所	変動所得分			
		得	その他分			
		損	所得			
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				

一般株式等の譲渡所得等	⑦欄から⑩欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑪	円
上場株式等の譲渡所得等		⑫	
上場株式等の配当所得等		⑬	
先物取引の事業・雑所得		⑭	

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	純損失の金額 (前年へ繰り越した純損失の金額は除いてあります。)	⑮(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑯翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(⑮-⑯)
	円	円	円

( )枚のうち( )枚目

付表の九

改正前

(同左)

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分譲課税の株式等の譲渡所得等の金額、分譲課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分譲課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名 殿

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分譲課税の株式等の譲渡所得等の金額、分譲課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分譲課税の先物取引の雑所得等の金額

その年の 三年前（ 年）分	損失の種類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失額	⑥翌年への繰越損失額 (④-⑤)	
		円	円			
純所得	総	被災事業用資産分			/	
	所	変動所得分				
	得	その他分				
	損	所得				
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				
その年の 二年前（ 年）分	純所得	総	被災事業用資産分			/
		所	変動所得分			
		得	その他分			
		損	所得			
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				
その年の 前年（ 年）分	純所得	総	被災事業用資産分		/	
		所	変動所得分			
		得	その他分			
		損	所得			
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				
本年 分	純損失 (前年へ繰り越した金額を戻す)	総	被災事業用資産分			/
		所	変動所得分			
		得	その他分			
		損	所得			
雑損失	山所	被災事業用資産分				
	林得	その他分				
		(特定)居住用財産分				
	雑	損失				

株式等の譲渡所得等	⑦欄、⑩欄及び⑬欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑪	円
上場株式等の配当所得		⑫	
先物取引の事業・雑所得		⑬	

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	純損失の金額 (前年へ繰り越した純損失の金額は除いてあります。)	⑮(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑯翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(⑮-⑯)
	円	円	円

( )枚のうち( )枚目

付表の九

改正後

改正前

個⑫ 039-14 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災）／付表の九の二 平成28年分）

(新設)

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
(東日本大震災用)

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、  
一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分  
離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑  
所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成28年分

1 繰越損失額控除前の所得金額		氏名		殿		
①	②	③	④	⑤	所得	
総所得	円	所得	円	所得	円	
2 翌年への繰越損失額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額						
	損失の種類	①前年から繰り越された損失額	②本年分の所得から控除される繰越損失額	③翌年への繰越損失額 (①-②)		
23年分	純損失	23年分が青色の場合 平成23年山林以外 純損失 山林		/		
	雑損失	23年分が白色の場合 平成23年山林以外 特定雑損失 山林				
	青・白	被災純損失 被災純損失 山林以外 山林				
	雑損失	特定雑損失				
24年分	純損失	被災純損失 (青・白) 山林以外 山林			円	
	雑損失	特定雑損失				
	25年分	純損失	25年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 以外の損失 山林		/	
		雑損失	25年分が白色の場合 変動所得の損失 被災事業用 山林以外 資産の損失 山林			
青・白		被災純損失 (青・白) 山林以外 山林				
雑損失		(特定)居住用財産分 特定雑損失以外の雑損失				
26年分	純損失	26年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 以外の損失 山林		/		
	雑損失	26年分が白色の場合 変動所得の損失 被災事業用 山林以外 資産の損失 山林				
	青・白	被災純損失 (青・白) 山林以外 山林				
	雑損失	(特定)居住用財産分 特定雑損失以外の雑損失				
27年分	純損失	27年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 以外の損失 山林		/		
	雑損失	27年分が白色の場合 変動所得の損失 被災事業用 山林以外 資産の損失 山林				
	青・白	被災純損失 (青・白) 山林以外 山林				
	雑損失	(特定)居住用財産分 特定雑損失以外の雑損失				
本年分	純損失	本年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 以外の損失 山林		/		
	雑損失	本年分が白色の場合 変動所得の損失 被災事業用 山林以外 資産の損失 山林				
	青・白	被災純損失 (青・白) 山林以外 山林				
	雑損失	(特定)居住用財産分 特定雑損失以外の雑損失				
		(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。				
一般株式等の譲渡所得等		①欄から⑥欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。		⑦	円	
上場株式等の譲渡所得等				⑧		
上場株式等の配当所得等				⑨		
先物取引の雑所得等				⑩		

付表の九の二

(注) ①(前年から繰り越された損失額)は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。また、損失額の繰越控除期間が短いものから先に差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	① 総損失の金額 (前年へ繰り越した損失額との差額がマイナスの場合)	② (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	③ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (①-②)
本年分	円	円	円

( ) 枚のうち ( ) 枚目



改正後

個⑫ 041 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の額の計算書／付表の十）

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の額の計算書（通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 平成 \_\_\_\_ 年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分の金額については、分離課税を選択したものに限り、）の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	④	
本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑤	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③の金額と④の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑥	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	⑦	
本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額	⑧	
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (⑧-⑤) (所得金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	⑨	
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (損失の金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	⑩	
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤の金額と⑩の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑪	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	⑫	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦-⑥) (所得金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	⑬	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	特定	円 一般株式 (a) 上場株式 (b)	円
	上場	上場株式 (c) 配当等 (d)	
本年の2年前分 (平成__年分)	特定	円 一般株式 (e) 上場株式 (f)	円
	上場	上場株式 (g) 配当等 (h)	
本年の前年分 (平成__年分)	特定	円 一般株式 (i) 上場株式 (j)	円
	上場	上場株式 (k) 配当等 (l)	
本年分で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (a)+(e)+(i)		⑭	
本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (b)+(f)+(j)		⑮	
本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (c)+(g)+(k)		⑯	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (d)+(h)+(l)		⑰	
翌年以後に繰り越される株式等（特定投資株式及び上場株式等）に係る譲渡損失の金額 (⑭+⑮+⑯+⑰)		⑱	円

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (⑬-⑱) (⑱欄に記載された金額が0の場合には、記載されません。)	⑲	円
---	---	---

( )枚のうち( )枚目

付表の十

改正前

(同左)

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の額の計算書（通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 平成 \_\_\_\_ 年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額の計算

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (②+③) (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	⑤	
本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (④≤⑤の場合は0、④>⑤の場合は④と (④-⑤) の金額のいずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑥	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①の金額と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑦	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額	⑧	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	⑨	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧-⑦) (所得金額が算出されない場合は0と書いてあります。)	⑩	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	特定	円 株式 (a)	円
	上場	株式 (b) 配当 (c)	
本年の2年前分 (平成__年分)	特定	円 株式 (d)	円
	上場	株式 (e) 配当 (f)	
本年の前年分 (平成__年分)	特定	円 株式 (g) 配当 (h)	円
	上場	株式 (i) 配当 (j)	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (a)+(d)+(g)		⑪	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (b)+(e)+(h)+(i)		⑫	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑪+⑫)		⑬	円

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額 (⑩-⑬) (⑬欄に記載された金額が0の場合には、記載されません。)	⑭	円
---	---	---

( )枚のうち( )枚目

付表の十